

羽島市訪問型サービス サービスコード表

令和8年6月1日

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1,176 単位	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合 2349 単位	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		日割の場合	77	1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合 3727 単位	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		日割の場合	123	1日につき		
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179	
A2	2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合	220			
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短期間の身体介護が中心である場合	163			
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	-1	1日につき		
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき		
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	-1	1日につき		
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合	-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3)短期間の身体介護が中心である場合	-2				
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)1週に2回程度の場合	-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	-1	1日につき		
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき		
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		日割の場合	-1	1日につき		
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	-3	1回につき	
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		-2
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(二)所要時間45分以上の場合	-2		
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	(3)短期間の身体介護が中心である場合	-2				
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等同一サービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10% 減算		1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15% 減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の 12% 減算				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の 15% 加算				
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1日につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算		1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算		1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200 単位加算	200			
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50	1月1回限度		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 1	ハ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)イ	所定単位数の 270/1000 加算	1月につき		
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 2		(2)介護職員等処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の 287/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 1		(3)介護職員等処遇改善加算(II)イ	所定単位数の 249/1000 加算			
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 2		(4)介護職員等処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の 266/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(5)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 207/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(6)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 170/1000 加算			

羽島市訪問型サービスA サービスコード表

令和8年6月1日

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A3	1121	訪問型独自サービスA	所要時間20分以上45分未満である場合	143	1回につき
A3	1124	訪問型独自サービスA2	所要時間45分以上である場合	176	

羽島市通所型サービス サービスコード表

令和8年6月1日

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割		日割の場合	59 単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	3,621 単位	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割		日割の場合	119 単位	119	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1※1月の中で全部で4回まで	436 単位	436	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2※1月の中で全部で8回まで	447 単位	447		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止措置未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止措置未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止措置未実施減算12		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止措置未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止措置未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1日につき
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止措置未実施減算22			事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	1日につき
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1日につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1日につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1日につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752		
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94 単位減算	-94	1回につき	
A6	5612	通所型独自送迎加算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88 単位加算	88		
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2		事業対象者・要支援2	176 単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72 単位加算	72		
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24 単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2		事業対象者・要支援2	48 単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	ワ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 111/1000 加算		
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ11			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 109/1000 加算		
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 118/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 99/1000 加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 83/1000 加算		
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12			利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の 117/1000 加算
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の 127/1000 加算		
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の 115/1000 加算		
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の 125/1000 加算		
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 105/1000 加算		
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 89/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超		事業対象者・要支援2	59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超		事業対象者・要支援2	119 単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	447 単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠		事業対象者・要支援2	59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠		事業対象者・要支援2	119 単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	447 単位		313	

羽島市介護予防ケアマネジメント サービスコード表

令和8年6月1日

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費		442	1月につき	
AF	2112	介護予防ケア高齢者虐待防止未実施減算	事業対象者・要支援1・2	高齢者虐待防止措置未実施減算	438		
AF	2113	介護予防ケア高齢者虐待防止未実施減算・業務継続計画未策定減算		4単位減算	業務継続計画未策定減算		4単位減算
AF	2114	介護予防ケア業務継続計画未策定減算	442単位	業務継続計画未策定減算	4単位減算		438
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位加算	300		
AF	6132	委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算	300		
AF	7001	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	ニ 介護職員処遇改善加算※	イのみを算定する場合	9単位加算		9
AF	7002	介護職員等処遇改善加算Ⅱ		イ、ロ又はハを算定する場合(イに減算が適用されている場合)	15単位加算		15
AF	7003	介護職員等処遇改善加算Ⅲ		イ、ロ又はハを算定する場合	16単位加算		16
AF	7004	介護職員等処遇改善加算Ⅳ		イ、ロ、ハを算定した場合	22単位加算		22

※イからハまでの所定単位数の1000分の21に相当する単位数を算出し、ありうる単位数の組み合わせを記載。4つの中からいずれかを選択。